

種苗法改定案取消しを求める意見書

農水省は優良品種の持続的な利用を可能とする植物新品種の保護に関する検討会で種苗法の現行制度の見直しを検討した。2019年11月15日、新品種保護に関する対策をとりまとめ、これをもとに2020年1月20日に招集された第201回国会に種苗法改正案が上程されたが継続審議となり、次期国会で再度上程される予定である。

農家はこれまで、購入した種子・種苗を栽培して、収穫したものから形状・品質のよいものを選び、翌年の栽培に利用する自家増殖により土壌に合った農産物の生産を続けてきた。種苗法改定案では、育種権者（種苗の開発者）により農水省に登録された登録品種について、農家による自家増殖を原則禁止する。農家が自家増殖するには、育成者から種苗を購入するか、対価を払って許諾を取らなくてはならない。

こうした種苗法改定案に対し、反対の声が多数あがっている。農民の自家増殖を禁止し、登録品種はすべて購入させることで、種子を企業のもうけの対象にすることが本当の狙いという指摘もある。また、地域に根差した大切な農作物・遺伝資源が守られるようにするため種苗法改定に反対する意見もある。また、登録品種の自家増殖の原則禁止により、法改正後の自家増殖には、育成者への許諾料の支払いが求められるため、種苗を毎年購入し続けるか、許諾料を延々と支払い続けることになり、農家には重い負担になるという警鐘も鳴らされている。

2018年に主要農産物種子法が廃止され、都道府県の種子開発事業の根拠がなくなった。同時に制定された農業競争力支援法では、都道府県がもつ知見を海外企業も含む民間に開放するよう求めている。これにより多国籍大企業が開発を進めていけば、登録品種が増大することが十分想定される。そうなれば多国籍大企業による日本の種子の寡占が深刻化し、遺伝子組み換え作物など安全性が証明されていない農作物ばかりが流通することになってしまう。安全な農作物を選択したい消費者の権利は著しく侵害されてしまう。近年増加傾向にある発達障害やアレルギー症状は、遺伝子組み換えやゲノム編集の作物が原因である可能性も指摘されており、看過できない問題である。

- 1 現行法で原則として農家に認められてきた登録品種の自家増殖を「許諾制」という形で事実上一律禁止する改正案があがった。これにより、従来まで認められてきた農家タネ採り（自家増殖）の権利が著しく制限され、さらには許諾手続きとその費用あるいは種子を毎年購入しなければならないなどの負担が課せられる。日本の農業を支える圧倒的多数の小規模

農家にとっては、新たに大きな負担が発生することになる。これは農家の経営を圧迫し、ひいては地域の農業の衰退を招きかねない。

- 2 農水省は今回の種苗法改正が日本国内で開発された品種の海外流出防止のためであることを強調している。けれどもこの改正案は国内法であり、登録品種を海外へ持ち出すことや、海外での無断増殖を防ぐことは困難と言える。優良な品種の海外流出を防ぐために有効な対策は、海外で品種登録を行うことが唯一の方法である。これは農水省自身もかつて認めているところです（2017年11月付け食料産業局知的財産課）。海外での育成者権の保護強化のために、日本国内の農家の自家増殖を禁ずる必要性はない。
- 3 在来種は育成者権の対象外としているが、在来種が誤って登録される可能性も否定できない。今回の改正案では、裁判の際には特性表に基づいてのみ判断するとされるため、育成者権者にとっては大変有利である一方、農家を萎縮させる。在来種の栽培やタネ採りを断念させる可能性もある。その結果、地域で種子を守ってきたタネ採りをしなくなり、多国籍大企業の販売するタネだけが市場を占めるようになれば、消費者は選ぶ権利を奪われてしまう。地域の中小規模の種苗会社が資金的に品種登録をする余裕がない場合、高額な登録料を支払うことのできるという規定の民間企業による種子の独占や市場の寡占化が進み、農家や消費者の選択肢をより一層制限することになる。
- 4 在来種が誤って登録された場合、登録品種を取り消しすることも可能だとしても、その取り消し請求手続きは農家にとって経済的にも精神的にも非常に大きな負担になることは明らかである。

よって狛江市議会は政府等に対し、種苗法改定を撤回するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年（2020年）10月8日

東京都狛江市議会

令和2年10月8日原案否決

内閣総理大臣
農林水産大臣
衆議院議長
参議院議長
様